

公立大学法人国際教養大学定款

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 役員（第8条—第12条）
- 第3章 審議機関
 - 第1節 大学経営会議（第13条—第17条）
 - 第2節 教育研究会議（第18条—第21条）
- 第4章 業務の範囲及びその執行（第22条・第23条）
- 第5章 資本金等（第24条・第25条）
- 第6章 委任（第26条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この公立大学法人は、外国語の卓越した運用能力、豊かな教養及びグローバルな知識を身につけた実践力ある人材を養成し、地域社会及び国際社会の発展に貢献するため、大学を設置し、及び管理することを目的とする。

（名称）

第2条 この公立大学法人の名称は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）とする。

（大学の設置）

第3条 法人は、第1条の目的を達成するため、国際教養大学を設置する。

（設立団体）

第4条 法人の設立団体は、秋田県とする。

（事務所の所在地）

第5条 法人は、事務所を秋田県秋田市に置く。

(特定地方独立行政法人又は特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人の別)

第6条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告)

第7条 法人の公告は、秋田県公報に登載して行う。

第2章 役員

(定数)

第8条 法人に、役員として、理事長1人、理事6人以内及び監事2人を置く。

- 2 法人に、副理事長を置かないものとする。
- 3 理事のうち、1人を常務理事とすることができる。

(職務及び権限)

第9条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長は、第16条第1項各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第13条第1項に規定する大学経営会議の議を経るものとする。
- 3 理事長は、第17条第4項各号又は第21条各号に掲げる事項について決定しようとするときは、第17条第1項に規定する経営審議機関（以下「経営審議機関」という。）又は第18条第1項に規定する教育研究会議（以下「教育研究会議」という。）の審議結果を尊重するものとする。
- 4 常務理事は、理事長を補佐し、法人の常務を掌理する。
- 5 理事は、理事長を補佐し、法人の業務を掌理する。
- 6 理事は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 7 前項の規定にかかわらず、常務理事を置く場合にあっては、常務理事は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 8 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 9 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 10 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

一 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類

二 その他秋田県の規則で定める書類

11 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

（理事長の任命等）

第10条 理事長は、法人の申出に基づき、知事が任命する。

2 理事長は、法人が設置する大学の学長となるものとする。

3 第1項の申出は、選考機関の選考に基づき行う。

4 選考機関は、経営審議機関を構成する者のうち理事の職にある者の中から選出された者3人及び教育研究会議を構成する者の中から選出された者2人をもって構成する。

5 選考機関に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 議長は、選考機関を主宰する。

7 前3項に定めるもののほか、選考機関の議事の手続その他選考機関に関し必要な事項は、議長が選考機関に諮って定める。

（理事長以外の役員の任命）

第11条 理事は、理事長が任命する。

2 常務理事は、理事のうちから、理事長が指名する。

3 監事は、知事が任命する。

（任期）

第12条 学長となる理事長の任期は、2年以上6年を超えない範囲内において、選考機関の議を経て、法人の規程により定める。

2 理事の任期は、6年を超えない範囲内において理事長が定める。

3 監事の任期は、その任命後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 審議機関

第1節 大学経営会議

(設置及び構成)

第13条 法人の重要事項を審議するため大学経営会議を置く。

- 2 大学経営会議は、理事長、理事及び大学経営会議の議を経て理事長が指名する者3人以内をもって構成する。

(招集)

第14条 大学経営会議は、理事長が必要と認めたときに招集する。

- 2 理事長は、理事又は大学経営会議の議を経て理事長が指名する者から会議の目的たる事項を附して要求があったときは、大学経営会議を招集しなければならない。

(議事)

第15条 大学経営会議の議長は、理事長又は理事長が指名する者をもって充てる。

- 2 大学経営会議は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 大学経営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は、大学経営会議において意見を述べることができる。

(審議事項)

第16条 大学経営会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 中期目標について知事に申し述べる意見、中期計画及び年度計画に関する事項
 - 二 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
 - 三 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
 - 四 大学、学部、課程その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
 - 五 教育課程の編成に係る基本的な方針に関する事項
 - 六 教職員の人事及び評価に関する事項
 - 七 その他大学経営会議が定める重要事項
- 2 大学経営会議は、前項第一号のうち教育研究に関する事項、同項第四号及び第五号に掲げる事項並びに同項第六号のうち教員の人事及び評価に関する事項について審議するときは、あらかじめ、教育研究会議の意見を聴き、当該意見に配慮するものとする。

(経営審議機関)

第17条 法人の経営に関する重要事項を審議するため、大学経営会議に経営審議機関を置く。

- 2 経営審議機関は、第13条第2項に規定する者をもって構成する。
- 3 第14条第一項及び第15条第1項から第3項までの規定は、経営審議機関について準用する。この場合において、これらの規定中「大学経営会議」とあるのは、「経営審議機関」と読み替えるものとする。
- 4 経営審議機関は、次に掲げる事項を審議する。
 - 一 重要な規程の制定及び改廃に関する事項
 - 二 組織及び運営の状況に関する自己点検評価及び外部評価に関する事項
 - 三 その他大学経営に関する重要事項

第2節 教育研究会議

(設置及び構成)

第18条 法人が設置する大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、教育研究会議を置く。

- 2 教育研究会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - 一 学長
 - 二 学長が定める教育研究上の重要な組織の長
 - 三 その他教育研究会議の議を経て学長が指名する7人以内の教職員

(招集)

第19条 教育研究会議は、学長が必要と認めたときに招集する。

(議事)

第20条 教育研究会議の議長は、学長又は学長が指名する者をもって充てる。

- 2 教育研究会議は、構成員の過半数が出席しなければ成立しない。
- 3 教育研究会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議事項)

第21条 教育研究会議は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
- 二 学生の入学、卒業その他学生の在籍に関する方針又は学位に関する方針に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項

四 教育研究の状況の評価に関する事項

五 第16条第1項第一号のうち教育研究に関する事項、同項第四号及び第五号に掲げる事項並びに同項第六号のうち教員の人事及び評価に関する事項について大学経営会議に申し述べる意見

六 その他大学の教育研究に関する重要事項

第4章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第22条 法人は、次に掲げる業務を行う。

- 一 大学を設置し、これを運営すること。
- 二 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。
- 三 法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者と連携して教育研究活動を行うこと。
- 四 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。
- 五 法人における教育研究成果の普及及び活用を通じ、地域社会及び国際社会に貢献すること。
- 六 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第23条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第5章 資本金等

(資本金)

第24条 法人の資本金は、1,897,097,695円とし、秋田県が別表第一に掲げる資産を、秋田市が別表第二に掲げる資産をもって出資する。

(解散に伴う残余財産の分配)

第25条 法人は、解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、当該残余財産は、秋田県及び秋田市に対し、それぞれの出資の割合に応じて分配するものとする。ただし、秋田市に対して分配する残余財産は、別表第二に掲げる秋田市出資資産の合計価格を限度とし、それ以外の残余財産は、秋田県に対して分配するものとする。

第6章 委任

(規程への委任)

第26条 法人の運営に関して必要な事項は、この定款及び業務方法書に定めるもののほか、理事長が定める規程による。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第10条第1項の規定にかかわらず、法人成立後最初の理事長は、知事が任命するものとする。
- 3 第12条第1項の規定にかかわらず、法人が設置する大学の設置後最初の学長となる理事長の任期は、4年とする。

附 則

この定款は、平成17年1月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年4月1日から施行する。

別表第一（第24条関係）

秋田県出資資産

資産の 種 別	所 在 地	構造及び延床面積	価 格
建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地2	鉄筋コンクリート造4階建 3,885.01平方メートル	474,664,000円
建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地2	鉄筋コンクリート造3階建 1,951.80平方メートル	185,778,000円
建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地2	鉄筋コンクリート造3階建 1,707.51平方メートル	299,102,000円
建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地13	鉄筋コンクリート造2階建 1,973.03平方メートル	269,107,000円
建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地9	鉄筋コンクリート造平屋建 671.56平方メートル	101,690,000円

建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地11	鉄骨造平屋建 322.70平方メートル	46,350,000 円
建 物	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地11	鉄骨造平屋建 218.64平方メートル	16,570,000 円
合 計			1,393,261,000円

別表第二（第24条関係）

秋田市出資資産

資産の 種 別	所 在 地	地目及び面積	価 格
土 地	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地2	学校用地 21,996.05平方メートル	239,756,945 円
土 地	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地9	学校用地 1,230.56平方メートル	13,413,104 円
土 地	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地11	学校用地 11,800.05平方メートル	128,620,545円
土 地	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地12	学校用地 2,489.55平方メートル	27,136,095円
土 地	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地13	学校用地 4,388.72平方メートル	47,837,048 円
土 地	秋田県秋田市雄和 椿川字奥椿岱193番地14	学校用地 4,318.62平方メートル	47,072,958 円
合 計			503,836,695円